

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則  
（県例規集登載）

経営支援課

### 【告示】

○ 岡山県岡南飛行場運用規程の一部改正  
（県例規集登載）

航空企画推進課

○ 特定施設の設置許可申請

環境管理課

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

環境管理課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 公衆浴場入浴料金の統制額の指定

生活衛生課

○ 土地改良区の定款変更の認可

耕地課

○ 公共測量の実施

監理課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 落札者等の決定

用度課

警察本部会計課

## 目次

担当課（室）

### 【教育委員会】

○ 岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則  
（県例規集登載）

教育委員会

◎岡山県規則第四十五号

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十二年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「の規定により」を「の」に改める。

第十二条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第十五条第一項中「（第九号）」を「（同号）」に改める。

別表第十一号及び第十二号中「同号ロに掲げる認定基盤施設計画、同号ハ」を「同号ロ」に、「同号ニ」を「同号ハ」に改める。

別表第三中「〇・五％」を「〇・四五％」に改め、同表備考第二号中「第九条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の岡山県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

# 令和元年9月6日 岡山県公報 第12124号

## ◎岡山県告示第四百号

岡山県岡南飛行場運用規程（昭和六十三年岡山県告示第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

令和元年九月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第六条第三項中「第九十九条」を「第九十九条第一項」に改める。

### 附 則

この告示は、令和元年九月十八日から施行する。

◎岡山県告示第四百一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社安藤・間

住 所 東京都港区赤坂6丁目1番20

氏 名 代表取締役社長 福富 正人

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 玉島笠岡道路六条院トンネル工事

所在地 浅口市鴨方町六条院東地内

# 令和元年 9 月 6 日 岡山県公報 第 1 2 1 2 4 号

(3) 特定施設に関する事項

|   |                         |   |       |
|---|-------------------------|---|-------|
| 区   | 分                       | 新 設                                     |       |
| 種   | 類                       | 55<br>生コンクリート製造業<br>の用に供するバッチヤ<br>ープラント |       |
| 能   | 力                       | 25m <sup>3</sup> /h                     |       |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日   |                         | 許可後直ちに                                  |       |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日   |                         | 工事着手後直ちに                                |       |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日   |                         | 工事完成後直ちに                                |       |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要   |                         | 30分/回, 5回/日                             |       |
| 使用時において<br>当該特定施設から<br>排出される汚水等<br>の汚染状態の通常<br>の値及び最大の値<br>並びに当該汚水等<br>の通常量及び最大<br>の量 | 区 分                     | 通 常                                     | 最 大   |
|   | 水 量 (m <sup>3</sup> /日) | 6.4                                     | 8.0   |
|   | p H                     | 10~12                                   | 10~12 |
|   | B O D (mg/L)            | 2.0                                     | 3.0   |
|   | C O D (mg/L)            | 2.0                                     | 3.0   |
|   | S S (mg/L)              | 2,000                                   | 3,000 |
|   | 油 分 (mg/L)              | 1                                       | 1     |
|   | T - N (mg/L)            | 1.0                                     | 2.0   |
|   | T - P (mg/L)            | 0.75                                    | 1     |

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和元年9月6日 岡山県公報 第12124号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

|   |                         |       |       |         |         |
|---|-------------------------|-------|-------|---------|---------|
| 区 分   | 新 設                     |       |       |         |         |
| 工場又は事業場における施設番号   | 2 濁水処理施設                |       |       |         |         |
| 種 類 及 び 型 式   | 濁水処理装置                  |       |       |         |         |
| 構 造   | RC製またはSS製               |       |       |         |         |
| 主 要 寸 法   | 幅17.2m×奥行4.6m×高さ4.9m    |       |       |         |         |
| 能 力   | 30m <sup>3</sup> /h     |       |       |         |         |
| 処 理 の 方 法   | 機械沈殿, 機械脱水              |       |       |         |         |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日   | 許可後直ちに                  |       |       |         |         |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日   | 工事着手後直ちに                |       |       |         |         |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日   | 工事完成後直ちに                |       |       |         |         |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要                         | 連続24時間                  |       |       |         |         |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量 | 区 分                     | 処 理 前 |       | 処 理 後   |         |
|   |                         | 通 常   | 最 大   | 通 常     | 最 大     |
|   | 水 量 (m <sup>3</sup> /日) | 231.4 | 392   | 231.4   | 392     |
|   | p H                     | 11~12 | 11~12 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
|   | BOD (mg/L)              | 3     | 5     | 3       | 5       |
|   | COD (mg/L)              | 5     | 10    | 5       | 10      |
|   | SS (mg/L)               | 2,000 | 3,000 | 15      | 30      |
|   | 油 分 (mg/L)              | 1     | 1     | 1       | 1       |
|   | T-N (mg/L)              | 5     | 7     | 5       | 7       |
|   | T-P (mg/L)              | 0.75  | 1     | 0.75    | 1       |

# 令和元年9月6日 岡山県公報 第12124号

## (5) 排水口に関する事項

| 排水口番号                  | No. 1排水口 |         |
|------------------------|----------|---------|
|                        | 新設       |         |
| 区分                     | 通常       | 最大      |
| 水量 (m <sup>3</sup> /日) | 231.4    | 392     |
| pH                     | 5.8~8.6  | 5.8~8.6 |
| BOD (mg/L)             | 3        | 5       |
| COD (mg/L)             | 5        | 10      |
| SS (mg/L)              | 15       | 30      |
| 油分 (mg/L)              | 1        | 1       |
| T-N (mg/L)             | 5        | 7       |
| T-P (mg/L)             | 0.75     | 1       |

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和元年9月6日から同月27日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び浅口市役所

# 令和元年9月6日 岡山県公報 第12124号

## ◎岡山県告示第四百二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
名 称 株式会社久米カントラークラブ  
住 所 津山市桑下1680番地  
氏 名 代表取締役 中山 明憲
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 久米カントラークラブ  
所在地 津山市桑下1680番地

# 令和元年 9 月 6 日 岡山県公報 第 1 2 1 2 4 号

(3) 特定施設に関する事項

|  |                            |                          |         |
|--|----------------------------|--------------------------|---------|
| 区  | 分                          | 新 設                      |         |
| 種  | 類                          | 74<br>特定事業場から排出される水の処理施設 |         |
| 能  | 力                          | 370人槽                    |         |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日  |                            | 既設                       |         |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日  |                            | 既設                       |         |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日  |                            | 既設                       |         |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要                |                            | 連続24時間                   |         |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量 | 区 分                        | 通 常                      | 最 大     |
|  | 水 量 (m <sup>3</sup> /日)    | 84                       | 100     |
|  | p H                        | 5.8～8.6                  | 5.8～8.6 |
|  | B O D (mg/L)               | 10                       | 20      |
|  | C O D (mg/L)               | 10                       | 20      |
|  | S S (mg/L)                 | 10                       | 20      |
|  | 油 分 (mg/L)                 | < 1                      | < 1     |
|  | T - N (mg/L)               | 6.4                      | 7.7     |
|  | T - P (mg/L)               | 1.2                      | 1.8     |
|  | 大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> ) | 3,000                    | 3,000   |

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

# 令和元年9月6日 岡山県公報 第12124号

(5) 排水口に関する事項

| 排水口番号                      | 排水口No. 1 |         |     |     |
|----------------------------|----------|---------|-----|-----|
| 区分                         | 変更前      |         | 変更後 |     |
|                            | 通常       | 最大      | 通常  | 最大  |
| 水量 (m <sup>3</sup> /日)     | 84       | 100     | 0   | 100 |
| p H                        | 5.8~8.6  | 5.8~8.6 | 同左  |     |
| BOD (mg/L)                 | 10       | 20      |     |     |
| COD (mg/L)                 | 10       | 20      |     |     |
| SS (mg/L)                  | 10       | 20      |     |     |
| 油分 (mg/L)                  | < 1      | < 1     |     |     |
| T-N (mg/L)                 | 6.4      | 7.7     |     |     |
| T-P (mg/L)                 | 1.2      | 1.8     |     |     |
| 大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> ) | 3,000    | 3,000   |     |     |

備考 表に掲げるもののほか、雨水排水口No. 2~11を新設する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和元年9月6日から同月27日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

◎岡山県告示第四百三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和元年九月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名 称 所在地

指定年月日

訪問看護ステーションぶどうの家 天使 倉敷市船穂町船穂一七一―一六  
のおくりもの

令和元年九月一日

◎岡山県告示第四百四号

国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）附則第四条、物価統制令施行令（昭和二十七年政令第三百十九号）附則第四項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和元年十月一日から適用する。

なお、平成二十七年岡山県告示第五百六十号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和元年九月三十日限り、廃止する。

令和元年九月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 公衆浴場入浴料金の統制額

| 区分              | 金額   |
|-----------------|------|
| 大人（十二歳以上の者）     | 四三〇円 |
| 中人（六歳以上十二歳未満の者） | 一六〇円 |
| 小人（六歳未満の者）      | 七〇円  |

二 公衆浴場法施行条例（昭和三十一年岡山県条例第八十号）第二条第二号に規定するその他の公衆浴場については、一の統制額は、適用しない。

# 令和元年9月6日 岡山県公報 第12124号

〔三五八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年九月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

追分池土地改良区

二 認可年月日

令和元年八月三十日

# 令和元年9月6日 岡山県公報 第12124号

〔三五九〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年九月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 岡山市北区下伊福<br>上町地内ほか          | 測量区域  |
| 公共測量（基準点測量）                 | 測量の種類 |
| 令和元年九月二十一日から同<br>年十二月二十七日まで | 測量期間  |

# 令和元年9月6日 岡山県公報 第12124号

〔三六〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年九月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字東田一八八一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

広島県広島市佐伯区五月が丘四丁目三九一―一四

岡崎 要

三 許可番号

岡山県指令建指第一一五号

# 令和元年9月6日 岡山県公報 第12124号

〔三六一〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年九月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 五四三式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和元年七月十九日

四 落札者の名称及び住所

Gateシステムズ株式会社

岡山市北区下中野七〇八番地一〇七

五 落札金額

五七、二三六、五四四円（うち消費税額及び地方消費税の額四、二三九、七四四円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和元年六月七日

# 令和元年9月6日 岡山県公報 第12124号

〔三六二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七  
年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を  
決定した。

令和元年九月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 購入する物品の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス薬 六一、五〇〇人分
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県出納局用度課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和元年七月三日
- 四 契約の相手方の名称及び住所  
第一三共株式会社  
東京都中央区日本橋本町三丁目五番一号
- 五 契約金額  
一〇六、四八一、一〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額九、六八〇、一〇〇  
円）
- 六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）  
随意契約
- 七 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号に  
該当するため

# 令和元年9月6日 岡山県公報 第12124号

〔三六三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七  
年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を  
決定した。

令和元年九月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 購入する物品の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス薬 七〇、四〇〇人分
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県出納局用度課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和元年七月三日
- 四 契約の相手方の名称及び住所  
中外製薬株式会社  
東京都北区浮間五丁目五番一号
- 五 契約金額  
一三二、六五四、七二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一、〇五九、五二〇  
円）
- 六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）  
随意契約
- 七 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号に  
該当するため

# 令和元年9月6日 岡山県公報 第12124号

〔三六四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年九月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 一 調達件名

岡山県運転免許センター庁舎等清掃業務

## 二 契約期間

令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで

## 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部交通部運転免許課

岡山市北区御津中山四四四番地三

## 四 落札者を決定した日

令和元年八月二十日

## 五 落札者の名称及び住所

株式会社建美

倉敷市中庄一六八八番一七

## 六 落札金額

三七、五五五、六五〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、四一四、一五〇円）

## 七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 八 入札公告日

令和元年七月二日

◎岡山県教育委員会規則第十一号

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月六日

岡山県教育委員会

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年岡山県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十三条」を「第三十三条第一項前段」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。